

私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり

——専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明 目次

- はじめに／003
- 目次／006
- 本書の内容について／010
- 本書の読み方／013
- 皆さまへ／014

第一章 解釈改憲のからくり その1——「昭和47年政府見解」の読み替え

- はじめに——安保法制の集団的自衛権行使は「憲法違反」／016
- 1. 確立していた集団的自衛権行使の憲法9条解釈——憲法改正以外に不可能／018
- 2. 昭和47年政府見解の読み替え——昭和47年から合憲との主張／021
- 3. 「読み替え」が違憲無効であることの立証——作成者が全否定／031
 - (1) 吉国内閣法制局長官の全否定答弁／034
 - (2) 真田次長の全否定答弁／040
 - (3) 角田第一部長の全否定答弁／041
- 4. 7.1閣議決定「基本的な論理」は読み替えによる「捏造の論理」／045
- 5. なぜ、憲法学者の「違憲」の御主張が正しいのか／047
- 6. 7.1閣議決定と安保法制は立憲主義に反する／048
- 7. 解釈改憲を禁じる「昭和29年参議院本会議決議」などとの矛盾・衝突／049
- 8. 「読み替え」は過去、現在、未来の全てを壊す「クーデター改憲」／051
- 9. 安倍内閣は「昭和47年政府見解」にしがみつくな／053
- 10. 安保法制の衆議院特別委員会での追及／055
- 11. 安保法制を阻止するために——国民の皆さんの手に憲法を取り戻す／057
 - 【参考】「昭和47年政府見解の読み替え」を示す国会答弁／064
 - 【補足説明】「昭和47年政府見解の読み替え」問題のより深い理解等のために／065

第二章 解釈改憲のからくり その2——憲法前文の平和主義の切り捨て

- はじめに／066
- 1. 憲法前文の平和主義の効力／066
 - (1) 「憲法9条は平和主義の理念の具体化」、「平和主義は憲法9条の解釈上の指針」／066
 - (2) 集団的自衛権行使は前文の平和主義と矛盾することはできない／068
- 2. 憲法前文の三つの平和主義／069
- 3. 集団的自衛権行使と「全世界の国民の平和的生存権」との矛盾／070
- 4. 「平和主義」が全く審査されていない7.1閣議決定と安保法制／073

- 5. 7.1閣議決定の文面上も明らかな「平和主義の切り捨て」／075
- 6. 国家権力に戦争を起こさせない平和主義との矛盾／076
 - (1) 自衛隊員の「リスク論」の本質／078
 - (2) 自衛隊員「サービスの宣誓」における「国民の負託」／079
 - (3) 一般の日本国民が被る「戦争の惨禍」／081
 - (4) 前文に7.1閣議決定は「国民が排除する」と明記されている／082
- 7. 日本国民の平和主義への「誓い」を奪う7.1閣議決定と安保法制／082
- 8. 前文の平和主義などについての更なるご説明／083
 - 【重要解説】他国の人々との信頼関係を築くことによって平和を保持する平和主義／083
 - 【参考】前文の平和主義の解釈についての政府答弁等／084
 - 【重要解説】平和主義の法理と憲法9条の論理解釈から許容される武力行使／086
 - 【重要解説】安倍内閣の「積極的平和主義」と「前文の平和主義」との矛盾／088
 - (1) 積極的平和主義とは何か／088
 - (2) 「国際社会の平和創造を通じた国防」という理念の切り捨て／090
 - (3) 憲法の国際協調主義の改変／091
 - (4) 平和創造会議設置法構想について／093
 - 【重要解説】集団的自衛権行使容認の「砂川判決論法」を徹底論破する／095
 - (1) 砂川判決が集団的自衛権行使を認めているという暴論／095
 - (2) 昭和47年政府見解と砂川判決との「基本的な論理」のずれ／096
 - (3) 砂川判決から集団的自衛権行使は「いかに読んでも読み切れない」／098
 - (4) 最高裁は「昭和47年政府見解の読み替え」に統治行為論は使えない／102
 - (5) まとめ／102

第三章 解釈改憲のからくり その3——「立法事実」のでっち上げ（不存在）

- 1. 集団的自衛権行使がなぜ必要不可欠なのか不明／104
- 2. 7.1閣議決定における二つの「立法事実」のでっち上げ／106
 - (1) 「昭和47年政府見解の読み替え」における立法事実のでっち上げ／107
 - (2) 7.1閣議決定における立法事実のでっち上げ／110
 - (3) 7.1閣議決定の際には立法事実を全く審査していない／111
 - (4) 立法事実論の本質
 - 守るべき国民がいないのに自衛隊員も国民も戦死することになる／112
- 3. 「米国艦艇による邦人避難事例」における立法事実のでっち上げ／113
 - (1) 安倍総理の説明の欺瞞と論理破綻／113
 - (2) では、あの日本人親子をどのようにして救出するのか／118
- 4. ホルムズ海峡事例／119
- 5. 日米同盟の本質的な理解——日米安保条約第3条と在日米軍基地の意義／121

6. 日米安全保障条約第3条——米国への集団的自衛権行使を免責／123
7. 日米安全保障条約第6条に基づく在日米軍基地の本質——超大国の絶対条件／128
8. 米軍イージス艦防護の事例の分析／135
 - (A) どのように説明を積み重ねても平和主義・立憲主義に反し違憲である／137
 - (B) 米艦防護の政策的な必要性・合理性の検証／141
 - 我が国の弾道ミサイル防衛（BMD）システム等の事実関係／142
 - 自衛隊及び米軍による日本防衛のあり方の法制面等の事実関係／144
 - 安倍政権による弾道ミサイル攻撃事態の検討／144
 - 政府事例から導かれる検討すべき課題／145
 - (1) 米艦防護という手段の日米相互のメリット・デメリットの総合評価／145
 - (2) 自衛隊による米艦防護以外の手段で、米艦防護を確保することができるか／147
 - (3) 米艦防護以外の手段で、日本防衛を確保することができるか／147
 - (4) 評価・結論／150
 - (C) 「武力攻撃の着手」評価による個別的自衛権での対処の可能性／150
 - (D) その他解釈変更の際に検討が必要な事項／151

第四章 解釈改憲の構造——三つのからくりとその他の憲法違反／154

【参考】維新の党「対案」について／156

- (1) 条文を巡る論点／157
- (2) その他法案に求められる事項等／158

第五章 集団的自衛権行使の新三要件——歯止め無き無限定の武力行使

■はじめに——「歯止め論」以前の「成立論」として絶対に違憲の新三要件／160

- (1) 意味不明かつ定義拒否の第一要件／161
 - (a) 「生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」の答弁・説明拒否／161
 - (b) 平成16年政府答弁書「生命や身体が危険にさらされる」との違いの答弁拒否／162

【重要解説】「読み替え」による「武力作用起因の法理」、「生命の危険の法理」の切り捨て／164

【重要解説】安倍総理のホルムズ海峡事例の答弁の変遷／164

【重要解説】誰でもなれる「我が国と密接な関係にある他国」／165

【重要解説】特定秘密保護法と国会承認との関係／165

【重要解説】安倍総理の「手の内を明かせない」という主張の問題／166

- (2) 恣意的な運用にならざるを得ない第二要件／166
- (3) 歯止めのない武力行使（海外派兵）を解禁する第三要件／167

【重要解説】「海外派兵は一般に禁止」という見解の欺瞞——エリアも態様も無制限の海外派兵の解禁／170

【重要解説】政府の各事例に見る「海外派兵一般は違憲」の矛盾／172

■各事例と武力行使（海外派兵を含む）の関係／172

- (4) 新三要件は国際法違反の先制攻撃・予防攻撃の実体がある／173
- (5) 「限定的な集団的自衛権行使」なるものの不存在（国際法違反・憲法違反）／175
 - 安倍内閣の理解を踏まえた集団的自衛権行使の組み合わせ分析／177
- (6) 新三要件の存立危機事態と個別的自衛権の切迫事態等との関係／178

第六章 解釈改憲・安保法制による法の支配と民主主義の蹂躞

- (1) 内閣法制局は7.1閣議決定に際して一切の憲法審査をしていない／180
- (2) 参議院憲法審査会附帯決議に違反して強行された7.1閣議決定／182
- (3) 集団的自衛権行使及び解釈改憲を禁止した参議院本会議決議違反／185
- (4) 7.1閣議決定及び安倍総理の米国議会演説は内閣法第1条違反／186
- (5) まとめ——国民主権と議会制民主主義を否定するクーデター改憲／186

【参考】安倍内閣退陣後の「法の支配再生・確保法」（仮称）等の必要性／187

【重要解説】解釈改憲の「憲法解釈の原則（ルール）」違反／188

【重要解説】国政選挙に勝利しても違憲の解釈は永久に違憲との政府答弁／190

第七章 平和憲法「専守防衛」の改変——道理も日本語も崩壊する安保法制／192

終章 解釈改憲・安保法制の本質——安倍総理と憲法13条／198

【補足説明】「昭和47年政府見解の読み替え」問題のより深い理解等のために／203

- (1) 昭和47年政府見解（全文）／204
- (2) 昭和47年政府見解（第三段落）の「三つの構造分割」論の否定／205
- (3) 安倍内閣による解釈改憲の主張のポイント（まとめ）／209
- (4) 解釈改憲の構造の解説／212
- (5) 「読み替え」が可能となるための必須6条件とその全てへの矛盾／214
- (6) 「読み替え」の歴代の国会答弁等の矛盾イメージ図／218
- (7) 安倍内閣の「昭和47年政府見解前後の国会答弁等との矛盾」の説明とその論破／219
- (8) 安倍内閣が解釈改憲に昭和47年政府見解を利用した理由／221
- (9) 昭和47年政府見解の作成者の答弁とその解説／222

■あとがき／240